

掛川市規則第33号

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年5月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

掛川市建築基準法施行細則（平成19年掛川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び省令第1条の3第1項第4号の建築士免許証の写し（工事監理者に係るものに限る。）」を削る。

第4条中「同法第24条の8第1項第2号及び第3号」を「建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号」に改める。

第6条中「第8条の2第8項」を「第8条の2第13項」に改める。

第7条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第17項」に、「省令第4条の8第1項の中間検査申請書の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であって、政令第46条第4項の適用を受けるもの
次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項の中間検査申請書の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主事が必要と認める書類

第10条第4項中「第12項」を「第13項」に改める。

第25条中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条第1項後段を削り、同条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(同一敷地外における移転の認定の申請)

第21条 政令第137条の16第2号の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
公図の写し		
付近見取図	2,500分の1又は5,000分の1	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設
配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法
2面以上の立面図	200分の1以上	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ
日影図	500分の1以上	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面積算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの
既存不適格調書		既存建築物の基準時及びその状況に関する事項

様式第1号中

3 工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	代表	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号
	その他	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号

を

3 工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	代 表	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号 工事と照合する設計図書
	その他	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号 工事と照合する設計図書

に改める。

様式第2号中

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
-----------------------------	--	--	--	--

を

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況				

に改める。

様式第18号中「第21条関係」を「第22条関係」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に、

設計者の変更	新設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号
	旧設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号
工事監理者の変更	変更後の工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号

設計者の変更	新設計者の資格、氏名 及び建築士事務所名・ 所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書	に改
	旧設計者の資格、氏名 及び建築士事務所名・ 所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書	
工事監理者の 変更	変更後の工事監理者の 資格、氏名及び建築士 事務所名・所在地	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 電話番号 工事と照合する設計図書	

める。

様式第19号中「第21条関係」を「第22条関係」に、「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

様式第20号中「第21条関係」を「第22条関係」に、「第21条第3項」を「第22条第3項」に改める。

様式第21号及び様式第22号中「第22条関係」を「第23条関係」に改める。

様式第23号から様式第25号までの規定中「第23条関係」を「第24条関係」に改める。

様式第26号中「第24条関係」を「第25条関係」に、「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成27年6月25日から施行する。
- 2 改正後の掛川市建築基準法施行細則第7条の規定（「第8条の2第12項」を「第8条の2第17項」に改める部分を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知（以下これらを「確認申請等」という。）（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされたものに限る。）に係る工事について適用し、確認申請等（施行日前にされたものに限る。）に係る工事については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の掛川市建築基準法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。